

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年5月16日
【会社名】	ティアック株式会社
【英訳名】	TEAC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 英 裕治
【本店の所在の場所】	東京都多摩市落合一丁目47番地
【電話番号】	042-356-9178
【事務連絡者氏名】	財務部長 吉村 邦彦
【最寄りの連絡場所】	東京都多摩市落合一丁目47番地
【電話番号】	042-356-9178
【事務連絡者氏名】	財務部長 吉村 邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2017年4月5日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、引当金の超過額が変更になりましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- (2) 当該事象の内容
- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

## 3【訂正内容】

訂正箇所には\_\_\_\_を付して表示しております。

- (2) 当該事象の内容

(訂正前)

<前略>

なお、2015年3月期において訴訟損失引当金繰入額908百万円を計上しておりましたが、関係する訴訟の他の原告側との和解金その他の費用として支出した累計額に当該和解金を加算しますと、引当金を約330百万円超過することとなります。この超過額について、2017年3月期に計上することといたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、2015年3月期において訴訟損失引当金繰入額908百万円を計上しておりましたが、関係する訴訟の他の原告側との和解金その他の費用として支出した累計額に当該和解金を加算しますと、引当金を454百万円超過することとなります。この超過額について、2017年3月期に計上することといたしました。

- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

当該事象により、2017年3月期の個別決算において約330百万円の特別損失及び連結決算において約330百万円の営業損益における個別開示項目（国際会計基準）の損失を計上いたします。

(訂正後)

当該事象により、2017年3月期の個別決算において453百万円（百万円未満切り捨て）の特別損失及び連結決算において454百万円の営業損益における個別開示項目（国際会計基準）の損失を計上いたしました。